

小松市未来型図書館等複合施設整備・運営事業

募集要項

令和7年(2025年)12月23日

小 松 市

目次

第1	募集要項の位置付け	3
第2	事業の概要	4
1	事業名称	4
2	公共施設の管理者	4
3	事業の目的	4
4	事業の基本方針等	5
5	事業の内容	8
第3	民間事業者の募集及び選定に関する事項	14
1	民間事業者の募集及び選定方法	14
2	民間事業者の選定に係る基本的な考え方	14
3	応募者の構成等	14
4	選定のスケジュール	21
5	募集手続等	22
6	審査、選定及び契約に関する事項	27
第4	優先交渉権者決定後の手続き	29
第5	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	30
第6	その他公募に関する事項	30
1	情報の公開	30
2	問い合わせ先	30

第1 募集要項の位置付け

小松市(以下、「市」という。)は、令和7年(2025年)11月25日、小松市未来型図書館等複合施設整備・運営事業(以下、「本事業」という。)について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。)に基づく特定事業に選定した。

本募集要項は、本事業をPFI事業として実施するに当たり、本事業への参加を希望する事業者に告知するものである。

募集要項と以下に記す付属資料(以下、募集要項と付属資料を一括して「募集要項等」という。)は、一体のものである。

付属資料1	小松市未来型図書館等複合施設整備・運営事業 要求水準書 (以下、「要求水準書」という。)
付属資料2	小松市未来型図書館等複合施設整備・運営事業 審査基準 (以下、「審査基準」という。)
付属資料3	小松市未来型図書館等複合施設整備・運営事業 様式集及び記載要領 (以下、「様式集及び記載要領」という。)
付属資料4	小松市未来型図書館等複合施設整備・運営事業 モニタリング基本方針 (以下、「モニタリング基本方針」という。)
付属資料5	小松市未来型図書館等複合施設整備・運営事業 基本協定書(案) (以下、「基本協定書(案)」といふ。)
付属資料6	小松市未来型図書館等複合施設整備・運営事業 事業契約書(案) (以下、「事業契約書(案)」といふ。)

なお、募集要項等と、令和7年11月19日に公表した「小松市未来型図書館等複合施設整備・運営事業 実施方針」、同年10月31日に公表した「実施方針(案)及び要求水準書(案)に関する意見・質問への回答」及び同年11月25日に公表した「小松市未来型図書館等複合施設整備・運営事業 特定事業の選定」との間に異なる点がある場合には、募集要項等の規定が優先するものとする。

第2 事業の概要

1 事業名称

小松市未来型図書館等複合施設整備・運営事業

2 公共施設の管理者

小松市長 宮橋 勝栄

3 事業の目的

市は、「わくわくする未来型図書館」の整備について、「市民と共に進める、次世代都市づくり」のモデルとして、あらゆる機会を通じて対話を重ね、市民の積極的な関わりによる共創のプロセスを重視しながら、令和3年度(2021 年度)よりプロジェクトを進めている。

令和3年度の未来型図書館のあり方に関する調査研究を踏まえ、令和4年度(2022 年度)には、基本構想策定委員会での議論や市民ワークショップでの対話を通じて、未来型図書館のビジョンやコンセプト、必要と考えられる機能などを共に創りあげ、小松市未来型図書館基本構想(以下、「基本構想」という。)を策定した。また、重要な立地場所については、都市計画やビジョンとの親和性、公共施設マネジメント等の観点から、芦城公園周辺を最適な立地エリアとして決定した。

令和5年度(2023 年度)には、国土交通省の先導的官民連携支援事業の採択を受け、芦城公園の一体的な活用を踏まえた立地場所の選定や既存施設(図書館や博物館、公会堂等)の集約・再編、機能の見直しを含めた導入機能、施設規模等の整理、民間事業者との対話を通じた官民連携事業手法や概算事業費等の基本的な考え方について小松市未来型図書館等複合施設官民連携事業調査報告書として方向性をとりまとめた。

令和6年度(2024 年度)には、令和 12 年(2030 年)の開館を目指し、未来型図書館等複合施設(以下、「複合施設」という。)の整備計画や管理運営・サービス計画等を盛り込んだ小松市未来型図書館等複合施設基本計画(以下、「基本計画」という。)を策定した。

これらの検討にあたっては、有識者会議である「アドバイザリーボード」と対話と活動の場となる「こまつリビングラボ」を連携させ、具体化を進めた。

本事業は、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限活用し民間事業者と共に創ることで、複合施設の整備、維持管理及び運営を効果的・効率的に実施するとともに、小松の「未来」を共に創る「未来型図書館」を実現することを目的として実施するものである。

4 事業の基本方針等

未来型図書館は、市民との対話と共創を重視し、多面的な機能を有する複合施設として、市民の学びや交流を支え、暮らしやまちを豊かにする「まちづくりのキーステーション」としての役割を担う。また、未来型図書館は、市民や事業者、行政等の多様な主体と連携し、複合施設のあらゆる場所で共創の取組を展開することで、地域課題の解決や新たな価値の創出を通じて、小松の未来を共に創り続けていくことを目指す。

なお、未来型図書館が目指すあり方やその実現に向けた基本方針等は、基本構想及び基本計画において以下のように示している。

(1) 未来型図書館のビジョンとコンセプト

基本構想では、未来型図書館の目指すべき方向性として、未来型図書館ができることで、まちや暮らしで実現させたいあり方「ビジョン」とビジョンを実現するための具体的方策「コンセプト」を定めている。

ビジョンでは、まちの「ヒト・モノ・コト・場」をつなぎ、新たな価値を生み出しながら、よりよいまちの姿を持続的につくっていく様を「編む」、「巡らす」という言葉で表し、未来型図書館が担う3つのコンセプトは、互いに作用し融合し合う関係として位置付けている。3つのコンセプトが重なり合う中心には、未来型図書館における重要なテーマである共創に基づき、「共に創る」を据えている。

未来型図書館のビジョン(基本構想(令和4年度))

こまつを編む。
こまつを巡らす。

—まちの「情報」・まちの「つながり」・まちの「とき」—

● こまつを編む。

まちの中にある多様な資源を結びつけ、価値を生み出しながら、小松の人々が自らの手で、小松というまちを編み上げていく様を意味します。

● こまつを巡らす。

人・文化や歴史・情報・活動・経済等、様々な要素が地域において将来にわたって循環し、連鎖し続け、生き生きとしたよりよいまちのかたちや暮らしを持続的につくっていく様を意味します。

情報 多様な形態、種類、内容の情報を、その垣根を超えてつなぎ、新たな価値を生み出していくます。

つながり 多様な人、地域、文化など個々の特徴を活かしながら、関係性を強くし、つながりを生み出していくます。

とき まちの歴史のなかにある資源(ヒト・モノ・コト・場所)を掘り起こし、未来へつなげていきます。

未来型図書館のコンセプト(基本構想(令和4年度))



● ひとの営みや情報の核となる拠点(こまつベース)

情報が垣根を超えてつながり、集約された拠点となる。情報資源(ヒト・モノ・コト・場所)の個々の特徴を活かしながら結び付け、編集していくまちの核としての役割を持つ。

● 持ちより共有し、出会う場(こまつコモンズ)

人々が、得意なことや悩み等、様々なことを持ち寄り共有する場。誰もが分け隔てなくそこに居ることができ、人が集まり会うこと、やりたいことを支えていく場としての役割を持つ。

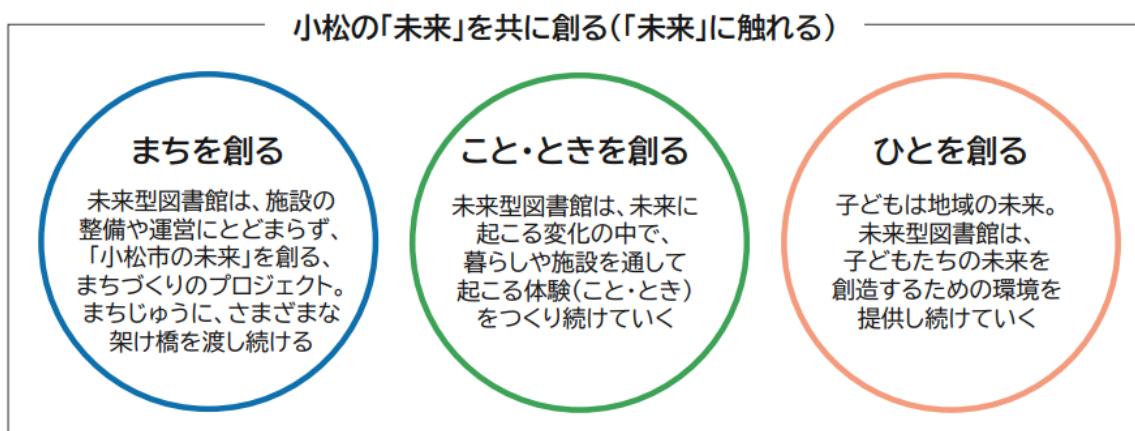
● ともにつくり、育む場(こまつキャンパス)

多様な人が関わり合いながらつくり、人やまちを育んでいく場。ともに学び、ともにまちの未来を描いていく場としての役割を持つ。

(2)「未来」の定義

未来型図書館のビジョン・コンセプトを踏まえ、未来型図書館の「未来を共に創る」というテーマのもと、3つの小松の「未来」を創ることを目指す。「未来」には、次世代の可能性を共に探求しながら、常に先端を行く「未来に触れる」という意味も含まれる。これらは、未来型図書館における「未来」を表すものとして位置付ける。

未来型図書館で展開される多様なプロジェクトや体験、環境を通して、共に3つの小松の「未来」を創り続けていく。



(3)基本方針

未来型図書館のビジョン・コンセプト等を踏まえ、未来型図書館の実現に向けた具体的な方針を以下に示す。

基本方針

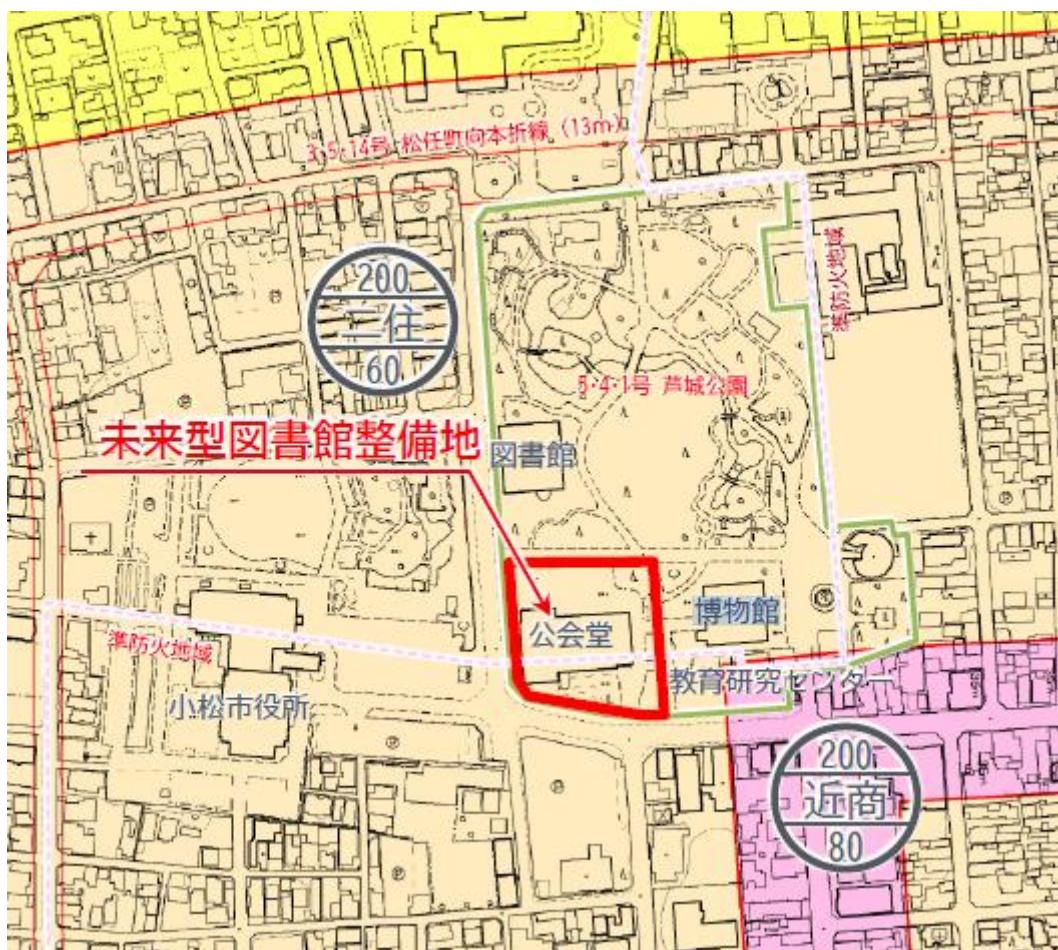
基本方針	
機能の融合による新たな価値創造	図書館と博物館を中心に交流・活動機能の融合により、多様な世代や市民ニーズに対応した知と文化の拠点、新たな価値の創造拠点を目指す。
デジタル化と情報発信の強化	多様な交流、コミュニケーションが可能な情報環境を整備し、情報におけるユニバーサルデザインの導入など、誰もが情報を活用できる環境を実現する。
多様なニーズに対応した空間とサービスの提供	多様な活動や交流に活用可能な空間を整備し、バリアフリー環境やアクセシブルな書籍の導入など、誰もが利用しやすい環境を実現する。
市民協働と官民連携による共創型運営の実現	市民参加型の運営ネットワークを構築し、官民それぞれのノウハウを活かした、持続可能な施設運営を目指す。
施設連携と地域全体での文化発信	南部図書館や空とこども絵本館、美術館などの文化施設との連携を強化し、地域全体で資料を共有・保存し、文化を発信・学習する仕組みを構築する。
まちづくりとしての未来型図書館づくり	「小松市 2040 年ビジョン」などの上位計画との整合を図り、新時代の象徴となる未来型図書館をまちづくりのキーステーションとして位置付ける。

5 事業の内容

(1) 立地

本事業の予定地は、下図のとおり、芦城公園内とする。

所在地	芦城公園(小松市丸の内公園町 19 番地)
公園面積	5・4・1号芦城公園 4.9ha(開設区域 4.37ha、未開設区域 0.53ha) ※未開設区域については、本事業の整備に伴い開設区域に編入する。
実測面積・土地所有者	48,561.91 m ² (国 40,469.56 m ² 、市 8,092.35 m ²)
用途地域	第二種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)
防火地域等	一部準防火地域
その他地域地区	伝統的景観推進地区 都市機能誘導区域(小松駅地区)、居住誘導区域、DID 区域
日影規制	H>10m、受影面 4m: 5H、3H
道路斜線規制	勾配 1.25(適用距離 20m)
隣地斜線規制	立上 20m+勾配 1.25
洪水ハザードマップ	想定浸水深 0.5m~3.0m
接続道路 ※市道台帳より	・北側 市道松任町丸内線 幅員 7.2~29.8m ・西側 市道小馬出町公園線 幅員 4.7~17.1m ・南側 市道小馬出町公園線 幅員 7.2~29.8m 市道京町地子町線 幅員 7.4~26.0m ・東側 市道京町公園線 幅員 8.3~10.5m
交通アクセス	小松駅より約 1km (車で約 5 分・徒歩で約 15 分)
その他	都市公園法上の用途、建築面積の制限有



(2)施設概要

建築可能な複合施設の最大延床面積は、8,969m²とする。

複合施設等	複合施設	公共施設(図書館機能、博物館機能、市民交流・活動機能等) 民間施設(カフェ等)
	外構	

複合施設と外構を総じて、「複合施設等」という。

(3)事業方式

本事業は、PFI 法第2条第5項に定められる選定事業者が、本事業を実施することのみを目的に特別目的会社(以下、「SPC」という。)を設立し、PFI 法第14条第1項に定められる事業契約に基づき、SPC が複合施設等の設計及び建設等を行い、市に施設の所有権を移転した後、運営及び維持管理等を行う BTO (Build-Transfer-Operate)方式とする。

(4)事業期間

事業契約締結日から令和27年(2045年)3月31日までとする。

事業契約締結日は、令和8年(2026年)9月を予定する。

区分	時期・期間
事業契約の締結(予定)	令和8年9月
整備期間※1	事業契約締結日～令和12年(2030年)6月30日
開館準備期間※2	令和9年(2027年)4月1日～令和12年9月30日
供用開始日(予定)	令和12年10月1日
運営・維持管理期間	令和12年10月1日～令和27年3月31日

※1:提案により、令和12年4月30日以降でもよいものとする。また、複合施設等に固定しない什器・備品の調達・設置は、同年9月30日まででもよいものとする。ただし、システムの構築は、同年3月31日までに完了するものとする(データ移行や動作確認等は、同年9月30日までとする)。

※2:提案により、開館準備の開始時期を早めることができるものとする。

(5)要求水準

本事業に関して SPC が提供すべき施設整備の水準、サービスの水準等は、付属資料1の要求水準書に示すとおり。

(6)事業の範囲(以下、「各業務」という。)

1) 本体事業

① 施設整備業務

- ア 複合施設等の設計業務
- イ 複合施設等の建設業務
- ウ 複合施設等の工事監理業務

② 施設運営等業務

- ア 複合施設の開館準備業務
- イ 複合施設の運営業務
- ウ 複合施設等の維持管理業務

③ SPC の運営管理業務

- ア プロジェクトマネジメント
- イ 経営管理業務

2) 付帯事業

- ① カフェの設置・運営業務:SPC が自己の責任と費用において、複合施設内にカフェを常設設置し、飲食物等を提供することを必須とする。
- ② 自主事業:SPC が施設の設置目的に沿って、自ら企画し、市の承認を得て、自己の責任と費用において実施する、複合施設の運営に資する任意事業。
- ③ その他付帯事業:SPC、代表企業、構成企業又は協力企業が自ら企画し、市の承認を得て、自己の責任と費用において実施する、複合施設等又は芦城公園の利活用促進・魅力向上に資する任意事業。

(7)市が実施する主な業務

- 1) 交付金等申請業務
- 2) 一部の什器備品の決定・調達業務
- 3) 既存博物館の収蔵品の移転業務
- 4) 博物館における学芸業務

(8)都市再生推進法人との連携

SPCは、市等が出資している都市再生推進法人である株式会社こまつ賑わいセンター(以下、「賑わいセンター」という。)と連携して本事業を実施すること。詳細は要求水準書に示す。

(9) 早稲田システム開発株式会社との連携

SPCは、システムの構築・運用業務の実施にあたり、博物館機能のシステムについては、早稲田システム開発株式会社(以下、「早稲田システム開発」という。)が提供している製品「I.B.MUSEUM SaaS」を活用することを前提とすること。同製品は、市が調達する。詳細は、要求水準書に示す。なお、早稲田システム開発は、本公募には、参加できないものとする。

(10) SPC の収入

1) 施設整備業務に係る対価

複合施設等の施設整備業務に係る対価は、事業契約においてあらかじめ定める額とし、一時支払金により市が SPC に支払う。詳細は、付属資料6の事業契約書(案)を参照のこと。

2) 施設運営等業務に係る対価

複合施設等の施設運営等業務に係る対価は、事業契約においてあらかじめ定める額とし、施設運営等業務の期間にわたり各年度の金額を四半期ごとに市が SPC に支払う。詳細は、付属資料6の事業契約書(案)を参照のこと。

3) SPCの運営管理業務に係る対価

SPCの運営管理業務に係る対価は、事業契約においてあらかじめ定める額とし、事業期間中にわたり市が SPC に支払う。詳細は、付属資料6の事業契約書(案)を参照のこと。

4) 施設運営等業務に係る利用料金収入

SPC は、複合施設の諸室、附属設備及び備品等の利用に際して利用者(市を含む)が支払う使用料を利用料金として自らの収入とすることができます。なお、利用料金の単価は、複合施設の設置及び管理に関する条例において市が定める額を上限とする範囲内において、市長の承認を受けて SPC が設定することができる。

5) 付帯事業に係る収入

SPC が実施した付帯事業に係る収入は自らの収入とする。

(11) 市の収入

- ① 博物館の企画展示(市が実施するもの)に係る観覧料及び展示図録等の販売に係る売上
- ② 付帯事業の実施に伴う、小松市行政財産使用料徴収条例に基づく使用料
- ③ 付帯事業の実施に伴う、小松市都市公園条例に基づく使用料

(12) 条例の制定

複合施設は、地方自治法第244条の規定による公の施設とする。そのため、市は複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について施設供用開始までに議決を経る。

(13) 指定管理者の指定

市は市議会の議決を経た上で、地方自治法第244条の2第3項の規定により、SPC を複合施設等の指定管理者に指定する予定である。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定方法

公募型プロポーザル方式により民間事業者の募集及び選定を行う。

2 民間事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、民間事業者が市の定める事業参加に必要な資格を有しており、かつ、提案内容が市の定める要求水準を満たすことを前提とする。また、より効率的・効果的な複合施設の整備・運営を求めるものであり、優先交渉権者の選定にあたっては、民間事業者の幅広い能力・ノウハウ、提案価格、施設や設備の性能、運営・維持管理等の能力及び事業の継続性・安全性を総合的に評価する。

3 応募者の構成等

(1) 応募者の構成に関する定義

① 公募に応募する者(以下、「応募者」という。)は、以下のア～キに掲げる企業を含む複数の企業で構成されるグループ(以下、「応募グループ」という。)とし、以下のア～キに掲げる企業は、SPC と直接契約を締結した上で、各業務を行うものとする。応募グループは、代表企業を置くものとする。また、応募グループには代表企業の他に構成企業又は協力企業、若しくはその両方を置くものとする。

- ア 設計業務を実施する企業
- イ 建設業務を実施する企業
- ウ 工事監理業務を実施する企業
- エ 開館準備業務を実施する企業
- オ 運営業務を実施する企業
- カ 維持管理業務を実施する企業
- キ SPC の運営管理業務を実施する企業

- ② 「代表企業」とは、SPC に対して最大の出資をし、かつ最大の議決権保有割合を有し、SPC から直接業務を受託又は請け負う者であり、応募グループを代表し、応募手続きを行う者とする。
- ③ 「構成企業」とは、SPC に対して出資し、SPC から直接業務を受託又は請け負う代表企業以外の者とする。
- ④ 「協力企業」とは、SPC に対して出資はしないが、SPC から直接業務を受託又は請け負う者とする。
- ⑤ 什器・備品の調達・設置業務を実施する企業を応募グループに含める必要はないが、当該業務を建設業務に含めず、什器・備品の調達・設置業務を実施する企業が、SPC と直接契約して当該業務を実施することを認める。この場合、什器・備品

の調達・設置業務を実施する企業を代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかに位置付けること。なお、什器・備品の調達・設置業務を実施する企業に、個別の参加資格要件は求めない。

- ⑥ システムの構築業務を実施する企業を応募グループに含める必要はないが、当該業務を建設業務に含めず、システムの構築業務を実施する企業が、SPC と直接契約して当該業務を実施することを認める。この場合、システムの構築業務を実施する企業を代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかに位置付けること。なお、システムの構築業務を実施する企業に、個別の参加資格要件は求めない。
- ⑦ ⑤及び⑥に記載の場合を探る場合は、「建設業務を実施する企業」は、「建設工事業務を実施する企業」に読み替えるものとする。

(2) 応募に際しての留意点

- ① 応募グループは、参加表明書の提出時に代表企業名、構成企業名及び協力企業名をそれぞれ明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。
- ② 応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業が、他の応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業として参加していないこと。

- ③ 各業務を担当する企業及び当該企業と資本面若しくは人事面において関連がある者についても、他の応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業になることはできない。

なお、本募集要項における「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、以下の場合に該当する二者とする。

ア 資本面において関連がある者

会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号又は第4号の規定による親会社と子会社の関係にある場合

イ 人事面において関連がある者

一方の代表権を有する役員が、他方の代表権を有する役員を兼ねている場合

- ④ 各業務を担当する企業と以下の場合に該当する二者が他の応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業として参加することが判明した場合は、様式集及び記載要領の「関係会社間の接触及び情報遮断に関する誓約書(様式第2-5号)」を提出すること。誓約書の提出方法は、市が参加表明書等を確認した後、該当する企業があれば、両者に個別に案内をする。

ア 親会社(会社法第2条第4号)を同じくする子会社(同法第2条第3号)同士の関係にある者

イ 一方の代表権を有しない会社の役員が、他方の会社の役員(代表権の有無を問わない)を兼ねている場合

- ⑤ 複数の業務に係る要件を満たす者は、当該複数業務を実施することができるが、

工事監理業務と建設業務は、同一の者、又は資本面若しくは人事面において関連がある者が兼ねてはならない。

- ⑥ 応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業が優先交渉権者の選定前までに賑わいセンター及び早稲田システム開発に対し、本事業に関する接触等の働きかけを行った場合は失格とする。ただし、市を介した調整及び同席のもと対話を行った場合はこの限りではない。賑わいセンターとの対話の調整方法は、第3_5に示す。

(3) 応募者の共通の参加資格要件

応募グループの代表企業、構成企業及び協力企業は、いずれも以下に示す参加資格要件を参加資格確認基準日に全て満たさなければならない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 参加資格確認申請書受付日から優先交渉権者の選定日までの期間に、市から指名停止措置を受けていないこと。
- ③ PFI 法第9条の各号のいずれにも該当しない者であること。
- ④ 会社法第511条第1項に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。ただし、同法第41条第1項の更生手続き開始の決定を受けた者で、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定があった場合を除く。
- ⑥ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は再生手続の申立てをなされている者でないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合は除く。
- ⑦ 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- ⑧ 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付日からさかのぼり、最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、事業税、法人市民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- ⑨ 本事業に係る PFI アドバイザリー業務(以下、「アドバイザリー業務」という。)を行う者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業に関し、アドバイザリー業務を行う者は以下のとおりである。
 - ・株式会社日本総合研究所(東京都品川区東五反田二丁目18番1号)
 - ・株式会社昭和設計(大阪府大阪市北区豊崎四丁目12番10号)
 - ・アカデミック・リソース・ガイド株式会社(神奈川県横浜市中区相生町三丁目61番地)

・渥美坂井法律事務所弁護士法人(東京都千代田区内幸町二丁目2番2号)

- ⑩ 本事業における事業者選定審査委員会(以下、「審査委員会」という。)の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑪ 賑わいセンターと資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑫ 早稲田システム開発と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑬ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係にある者(従業員を含む。)でないこと。

(4) 応募者の個別の参加資格要件

応募グループのうち、SPC と直接契約を締結した上で設計、建設、工事監理、運営及び維持管理を実施する企業は、それぞれ以下に示す①から⑤の要件を満たすこと。

1) 設計業務を実施する企業

設計業務を実施する企業が単体企業の場合は、以下に示す①から⑤の全ての要件を満たすこと。設計業務を実施する企業が複数企業である場合は、以下に示す①及び②の要件については、全ての者がいずれも満たし、③から⑤の要件は、複数企業の中で要件ごとにいずれかの者が満たすこと。

- ① 小松市競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていること(登録業種は問わない)。登録がない場合は、納税証明書(市税の完納証明書等)及び「暴力団等に該当しない旨の誓約書」を提出すること。
- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ③ 平成27年(2015年)4月1日以降に図書館法(昭和25年法律118号)第2条第2項に基づく延床面積2,100m²以上の公立図書館の新築工事にかかる基本設計又は実施設計の業務を完了した実績(元請に限る)を有していること。公立図書館を含む複合施設の場合は、図書館の専有面積が2,100m²以上であること。設計共同体としての実績の場合は、代表者としての実績に限る。
- ④ 平成27年(2015年)4月1日以降に博物館法(昭和26年法律285号)第2条第1項に基づく延床面積450m²以上の博物館(登録博物館)、同法第31条に基づく延床面積450m²以上の指定施設又は延床面積450m²以上の博物館類似施設の新築工事又は増築工事にかかる基本設計又は実施設計の業務を完了した実績(元請に限る)を有していること。設計共同体としての実績の場合は、代表者としての実績に限る。なお、本項における博物館類似施設とは、博物館と同種の事業を行う施設とし、具体的には、収蔵・展示機能を有し、かつ一般に公開している施設とする(ただし、動物園、植物園、動植物園及び水族館を除く)。

- ⑤ 平成27年(2015年)4月1日以降に延床面積4,500m²以上の公共施設の新築工事又は増築工事にかかる基本設計又は実施設計の業務を完了した実績(元請に限る)を有していること。設計共同体としての実績の場合は、代表者としての実績に限る。

2) 工事監理業務を実施する企業

工事監理業務を実施する企業が単体企業の場合は、以下に示す①から③の全ての要件を満たすこと。工事監理業務を実施する企業が複数企業である場合は、以下に示す①及び②の要件については、全ての者がいずれも満たし、③の要件は、少なくとも一者が満たすこと。

- ① 小松市競争入札参加資格有資格者名簿に記載されていること(登録業種は問わない)。登録がない場合は、納税証明書(市税の完納証明書等)及び「暴力団等に該当しない旨の誓約書」を提出すること。
- ② 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- ③ 平成27年(2015年)4月1日以降に延床面積4,500m²以上の公共施設の新築工事又は増築工事にかかる工事監理を元請として受託し、かつ履行完了した実績を有すること。

3) 建設業務を実施する企業

建設業務を実施する企業が単体企業の場合は、以下に示す①から⑤の全ての要件を満たすこと。建設業務を実施する企業が複数企業である場合は、以下に示す①及び②の要件については、全ての者がいずれも満たし、③から⑤の要件は、少なくとも一者が満たすこと。

- ① 小松市競争入札参加資格有資格者名簿に記載されていること(登録業種は問わない)。登録がない場合は、納税証明書(市税の完納証明書等)及び「暴力団等に該当しない旨の誓約書」を提出すること。
- ② 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 同法第26条第2項に規定する監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係(募集要項等に基づき提出する本事業に関する提案書の提出日において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。)にある者に限る。)を専任で配置することができること。また、配置技術者の変更は原則として認めないが、技術者の死亡、病気、工期延期、長期間工事など特別な場合に限り市が認めた場合変更を可能とする。
- ④ 平成27年(2015年)4月1日以降に延床面積4,500m²以上の公共施設の新築工事又は増築工事にかかる施工実績(元請に限る)を有すること。特定建設工

事共同企業体としての実績の場合は、代表者としての実績に限る。

- ⑤ 建築工事一式について、経営事項審査の直近の総合評点が1,200点以上であること。

4) 運営業務を実施する企業

運営業務を実施する企業が単体企業の場合は、以下に示す①から③の全ての要件を満たすこと。運営業務を実施する企業が複数企業である場合は、以下に示す①の要件については、全ての者が満たし、②及び③の要件は、複数企業の中で要件ごとにいずれかの者が満たすこと。

- ① 小松市競争入札参加資格有資格者名簿に記載されていること（登録業種は問わない）。登録がない場合は、納税証明書（市税の完納証明書等）及び「暴力団等に該当しない旨の誓約書」を提出すること。
- ② 平成27年（2015年）4月1日以降に図書館法第2条第2項に基づく延床面積2,100m²以上の公立図書館の運営業務を指定管理、業務委託等の形態により、単独企業、SPC の構成企業又は SPC から委託を受ける企業としての実績を有していること。実績に該当する運営業務の内容は、図書等資料の配架業務、貸出・返却受付業務及びレンタルサービス業務の全てが含まれているものとする。公立図書館を含む複合施設の場合は、図書館の専有面積が2,100m²以上であること。
- ③ 平成27年（2015年）4月1日以降に博物館法第2条第1項に基づく延床面積450m²以上の博物館（登録博物館）、同法第31条に基づく延床面積450m²以上の指定施設又は延床面積450m²以上の博物館類似施設の運営業務を指定管理、業務委託等の形態により、単独企業、SPC の構成企業又は SPC から委託を受ける企業としての実績を有していること。実績に該当する運営業務の内容は、企画展の企画業務又は企画支援業務、受付業務及び監視業務の全てが含まれているものとする。なお、本項における博物館類似施設とは、博物館と同種の事業を行う施設とし、具体的には、展示機能を有し、かつ一般に公開している施設とする（ただし、動物園、植物園、動植物園及び水族館を除く）。

5) 維持管理業務を実施する企業

維持管理業務を実施する企業が単体企業の場合は、以下に示す①及び②の双方の要件を満たすこと。維持管理業務を実施する企業が複数企業である場合は、以下に示す①の要件については、全ての者が満たし、②の要件は、少なくとも一者が満たすこと。

- ① 小松市競争入札参加資格有資格者名簿に記載されていること（登録業種は問わない）。登録がない場合は、納税証明書（市税の完納証明書等）及び「暴力団等に該当しない旨の誓約書」を提出すること。

- ② 平成27年(2015年)4月1日以降に延床面積4,500m²以上の公共施設の維持管理業務を指定管理、業務委託等の形態により、単独企業、SPCの構成企業又はSPCから委託を受ける企業としての実績を有していること。

(5) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書締切日とする。

なお、参加資格確認基準日の翌日から市による優先交渉権者の選定の日までの間に、応募者が参加資格を満たさなくなつたと認められる場合は、市はその時点で当該応募者を審査の対象としない。

ただし、構成企業又は協力企業のうち、単体ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失した法人(以下、「喪失法人」という。)が属する応募グループが、喪失法人に代わって、喪失法人が参加資格を欠いた日を参加資格確認基準日として参加資格を有する構成企業又は協力企業を補充し、これを市が認めた場合は本応募に参加できるものとする。

4 選定のスケジュール

令和 7 年(2025 年)12 月 23 日(火)	公募及び募集要項等の公表
令和 7 年 12 月 23 日(火)から 令和 8 年(2026 年)1 月 13 日(火)まで	募集要項等に関する質問の受付 (参加資格関連) 意見交換会への参加申込の受付
令和 7 年 12 月 23 日(火)から 令和 8 年 1 月 23 日(金)まで	募集要項等に関する質問の受付 (参加資格関連以外)
令和 8 年 1 月 26 日(月)頃	募集要項等に関する質問の回答の公表 (参加資格関連)
令和 8 年 1 月 27 日(火) (予定)	意見交換会
令和 7 年 12 月 23 日(火)から 令和 8 年 2 月 2 日(月)まで	博物館機能のシステムに関する質問の受付
令和 8 年 1 月 27 日(火)から 2 月 6 日(金)まで	参加表明書及び参加資格確認申請書提出 期間
令和 8 年 2 月 13 日(金)頃	参加資格確認結果の通知
令和 8 年 2 月 13 日(金)頃	募集要項等に関する質問の回答の公表 (参加資格関連以外)
令和 8 年 2 月 16 日(月)から 2 月 20 日(金)まで	第 1 回競争的対話の質問の受付
令和 8 年 2 月下旬	博物館機能のシステムに関する質問の回 答の通知
令和 8 年 3 月 10 日(火) (予定)	第 1 回競争的対話の実施
令和 8 年 3 月 11 日(水)から 4 月 3 日(金)まで	第 2 回競争的対話の質問の受付
令和 8 年 4 月 15 日(水) (予定)	第 2 回競争的対話の実施
令和 8 年 5 月 1 日(金)から 6 月 8 日(月)まで	提案書の受付・締切
令和 8 年 7 月 12 日(日) (予定)	提案書に関するプレゼンテーション及び ヒアリング
令和 8 年 7 月中旬	優先交渉権者の選定
令和 8 年 8 月上旬	基本協定の締結
令和 8 年 9 月中旬	事業仮契約の締結
令和 8 年 9 月下旬	事業契約の締結

5 募集手続等

(1) 募集要項等に関する質問の受付及び回答

1) 質問の受付

募集要項等に記載された内容に関する質問を以下の要領で受け付ける。これ以外による質問の提出は無効とする。

- ① 提出方法：様式集及び記載要領の「募集要項等に関する質問書(様式第1-1及び1-2号)」のファイルをダウンロード・記入の上、電子メールにて提出し、メールの到達確認の電話をすること。なお、件名は「【小松市未来型図書館】募集要項等に関する質問」と明記すること。
- ② 提出先：第6 2 に記載のとおり。
- ③ 提出期限(必着)：
参加資格に関する事項(様式第1-1号)：
令和8年1月13日(火) 17時00分(必着)
参加資格以外に関する事項(様式第1-2号)：
令和8年1月23日(金) 17時00分(必着)

2) 質問への回答

募集要項等に関して提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したもの除き、市ホームページにて公表する。公表時期は、次を予定している。

参加資格に関する事項 : 令和8年1月26日(月)
参加資格以外に関する事項 : 令和8年2月13日(金)

(2) 博物館機能のシステムに関する質問の受付及び回答

システムの構築・運用業務に係る提案にあたって、早稲田システム開発が提供している製品「I.B.MUSEUM SaaS」に関する質問を受け付ける。質問がある者は、令和7年12月23日(火)から令和8年2月2日(月)17時00分(必着)までに様式集及び記載要領の「博物館機能のシステムに関する質問書(様式第1-3号)」により質問書を作成の上、電子メールにて提出し、メールの到達確認の電話をすること。

回答は、質問を送付した者のうち、参加資格確認を通過した応募者(以下、「資格確認通過者」という。)のみに個別に通知する(令和8年2月下旬を予定)。

博物館機能のシステムに関する質問に対する回答は、原則公表しない。ただし、募集要項等の修正に資する内容があった場合は、修正箇所のみ公表する。

(3) 参加表明書等の受付及び参加資格確認

1) 参加表明書等の受付

本公募に参加を希望する事業者は、様式集及び記載要領に従い作成した、参加表明書及び参加資格確認申請書、その他参加資格確認に必要な書類を提出すること。

① 提出方法:市に持参、郵送又は電子メールにて提出すること。

持参の場合は、当日、事前に電話で連絡すること。

郵送の場合は、表に「小松市未来型図書館 参加表明書等 在中」と朱書して郵送(配達証明付き)すること。

電子メールの場合は、件名は「【小松市未来型図書館】参加表明書等の提出」と明記し、メールの到達確認の電話をすること。原本の提出は不要である。

② 提出先: 第6 2 に記載のとおり。

③ 提出期限: 令和8年1月27日(火)から2月6日(金)17時00分(必着)まで

2) 参加資格確認の結果の通知

市は、提出された参加表明書等に基づき参加資格を確認し、確認結果について、令和8年2月13日(金)までに応募者の代表企業に対し、電子メールにて通知する。

なお、この際に通知する登録番号を用い、提案書の作成を行うこと。

3) 参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明

参加資格確認の結果の通知により、参加資格が無いと認められた応募者の代表企業は、令和8年2月13日(金)から2月20日(金)17時00分(必着)までの間に、書面(様式自由、ただし応募者の代表企業印を要する。)により、説明を求めることができる。書面は、電子メールにて提出し、メールの到達確認の電話をすること。原本の提出は不要である。なお、件名は「【小松市未来型図書館】参加資格確認に関する理由の説明」と明記すること。提出先は、第6 2 に記載のとおりである。

(4) 競争的対話等の実施

1) 実施概要

市は、賑わいセンターの職員及び既存博物館の職員との意見交換を希望する者に対し、意見交換の機会(以下、「意見交換会」という。)を提供する。また、資格確認通過者に対し、対面による対話方式での質疑応答(以下、「競争的対話」という。)を実施する。

2) 日程

① 意見交換会

賑わいセンターの職員・既存博物館の職員との意見交換会

：令和8年1月27日(火) (予定)

※賑わいセンターの職員と既存博物館の職員は同席の下で開催をする。

※各者との意見交換は、公募への応募を検討する者1社につき1回限りとする。

② 競争的対話

第1回競争的対話：令和8年3月10日(火) (予定)

第2回競争的対話：令和8年4月15日(水) (予定)

※各応募グループで参加すること。

3) 参加の受付・実施方法

① 意見交換会

賑わいセンター及び既存博物館の職員との意見交換を希望する場合、令和8年1月13日(火)17時00分(必着)までに様式集及び記載要領の「意見交換会の参加に関する申込書(様式第3-1号)」により申込書を作成の上、電子メールにて提出し、メールの到達確認の電話をすること。

意見交換会は、組成予定の応募グループ毎に開催する(グループごとに最大10人とする)。意見交換会は、対面・口頭による意見交換を基本とし、事前の質問書の提出は任意とする。質問書の提出を希望する者は、令和8年1月20日(火)17時00分(必着)までに様式集及び記載要領の「意見交換会に関する質問書(様式第3-2号)」により質問書を作成の上、電子メールにて提出し、メールの到達確認の電話をすること。なお、参加者が相互の意思疎通を円滑にするために必要があると認めた場合は、意見交換会の場に資料等を自ら提示することは差し支えないものとする。

意見交換会の詳細は、申込書の提出があったものに対し、参加グループの連絡担当者に通知する。

なお、意見交換会の内容は、原則公表しない。ただし、募集要項等の修正に資する内容があった場合は、修正箇所のみ公表する。

② 競争的対話

以下の日時までに、様式集及び記載要領の「競争的対話に関する質問書(様式第3-3号)」により質問書を作成の上、電子メールにて提出し、メールの到達確認の電話をすること。

第1回競争的対話：令和8年2月20日(金) 17時00分(必着)

第2回競争的対話：令和8年4月3日(金) 17時00分(必着)

なお、競争的対話は、事前の質問回答を踏まえた対面・口頭による意見交換を原則とするが、競争的対話の参加者が相互の意思疎通を円滑にするために必要があると認めた場合は、競争的対話の場に図面や資料等を自ら提示することは差し支えないものとする。

競争的対話の詳細は、資格確認通過者に対し、応募グループの代表企業に通知する。詳細は通知において記載する。

競争的対話後に、質問内容に対する回答のうち、募集要項等の修正に資する内容については募集要項の修正箇所及び回答を公表する。ただし、回答の公表にあたっては、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものの取り扱いは、別途協議の上、決定する。

(5) 提案書の受付

応募者は、令和8年5月1日(金)から6月8日(月)の受付期間内に提案書を提出するものとする。提出方法等の詳細は様式集及び記載要領を参照のこと。

(6) 提案書に関するヒアリング

提案書の内容の確認のために、提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを令和8年7月12日(日)に実施する予定である。ヒアリングの実施要領は、提案書を提出した応募者に対し個別に別途通知する。

プレゼンテーションは、二部制とし、前半部は公開し、後半部は非公開とする。なお、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することは公平性確保の観点から禁止とする。また、プレゼンテーションにおける模型の利用は認めない。プレゼンテーションにおける動画(音声を含む)の使用は、様式集及び記載要領に定める「企画提案書」の「建築計画図面集」の内容を紹介する動画(最長3分)のみ認める。また、応募者側の参加者は別途通知に定める人数を守るものとし、オンライン会議ツールでの参加、動画メッセージ等での参加を認めない。

(7) 提出書類の取り扱い

1) 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、応募者全員分の提案概要書を公開する可能性がある。また、市は、選定事業者の提出書類は、広報活動等に必要な範囲において、代表企業に事前に了解を得た上で、無償で使用できるものとする。

2) 特許権等

応募者が提出書類において、第三者が有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を使用したことによって生じる責任は、応募者が負うものとする。

3) その他

提案書類は返却しない。

(8) 応募に関する留意事項

1) 提案書の差し替え等の禁止

応募者は、提案書提出以降、提案書の差し替え及び再提出をすることができない。

2) 応募に要する費用負担

本事業の応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

6 審査、選定及び契約に関する事項

(1) 審査及び選定

市は、提出された提案書を基に審査を行い、優先交渉権者を決定する。なお、提案の評価基準については、審査基準(付属資料2)を参照のこと。

(2) 審査委員会

提案書は、市が設置する学識経験者等で構成する審査委員会において審査する。審査委員会においては、価格のみならず、事業全体の基本的な考え方、事業計画、施設計画、維持管理計画、運営計画等について総合的に評価し、市は、審査委員会の評価を受け、優先交渉権者及び次点を選定する。

なお、審査委員会の構成員は、下表のとおりである。

(順不同、敬称略)

難波 悠	東洋大学 経済学研究科 公民連携専攻 教授
川崎 寧史	金沢工業大学 建築学部 教授
野末 俊比古	青山学院大学 教育人間科学部 学部長・教授
杓谷 茂樹	公立小松大学国際文化交流学部国際文化交流学科 学科長・教授
安岡 美佳	デンマーク ロスキレ大学 准教授
吉田 良晴	九九谷 代表
越田 幸宏	小松市 副市長

また、応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業が優先交渉権者の選定前までに審査委員会を構成する委員に対し、本事業に関する接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

(3) 選定結果の公表

選定結果については、市ホームページにおいて公表する。

(4) 優先交渉権者を選定しない場合

公募型プロポーザルによる募集、提案の評価及び優先交渉権の選定において、最終的に、応募者が無い、又は、いずれの応募者の提案においても本事業の目的の達成が見込めない等の理由により、本事業を特定事業として実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことし、この旨を速やかに市ホームページにおいて公表する。

(5) 上限価格

提案価格の上限価格は、以下のとおりとする。

項目	上限価格(※)	留意事項
提案価格(総額)	17,445,000,000円	—
内 訳	施設整備業務 及び令和9～ 11年度までの SPCの運営 管理業務に係 る提案価格	・ 利用者の便に供する机・椅子・ ソファ(執務室は対象外)を購 入するため市が負担する約 1.5億円(税込)は、施設整備業 務に係る上限価格に含まない。 1.5億円を超過した場合の SPC負担分も含めないこと。
	施設運営等業 務及び令和12 ～27年度まで のSPCの運営 管理業務に係 る提案価格	・ 提案価格の提案にあたっては、 光熱水費を年額27,200,000 円(税込)、令和12～27年度の 総額408,000,000円(税込) として見込むこと。

※消費税及び地方消費税を含む。

第4 優先交渉権者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

市は、本事業に係る優先交渉権者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を速やかに締結する。優先交渉権者との協議が調わず、基本協定を締結できない場合は次点の応募者と協議のうえ、基本協定を締結する場合がある。

基本協定書の内容については、付属資料5の基本協定書(案)を参照のこと。

(2) SPC の設立について

本事業に係る事業者選定の結果、優先交渉権者として選定された応募者は、基本協定の締結後、会社法に定める株式会社として SPC を市内に設立する。なお、事業予定地内に設立することは不可とする。

(3) 事業契約の締結

市と SPC は、事業契約の承認に係る議会に提出する議案の提出日までに、事業契約の仮契約を締結し、当該議会の議決日をもって事業契約を締結する。事業契約書の内容については、付属資料6の事業契約書(案)を参照のこと。

なお、事業契約の検討に係る優先交渉権者の弁護士費用及び印紙代等、契約書の作成に要する費用は優先交渉権者の負担とする。

(4) 保険への加入

SPC は、本事業に関する保険に加入することとする。詳細は、付属資料6の事業契約書(案)を参照のこと。

第5 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

SPC が PFI 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、市は、SPC が措置及び支援を受けることができるよう努める。

また、本事業は、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業や国土交通省の都市構造再編集中支援事業による補助金の交付措置等を受ける可能性があるため、SPC は市が本事業に係る交付金等の申請・完了報告・検査受検等をするにあたり、市が行う資料作成等の作業に協力を行うものとする。

なお、市は、SPC に対する出資、保証等の支援は行わない。

第6 その他公募に関する事項

1 情報の公開

本事業に関する情報は、市ホームページにおいて、適時公表する。

2 問い合わせ先

〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所4階

市長公室 未来型図書館づくり推進チーム

電話 0761-24-8042 ファクス 0761-22-4514

電子メールアドレス miraigata@city.komatsu.lg.jp